

大項目	第1章 総則	
小項目	まちづくりの基本原則	
条文素案	<p>第3条 この条例は、関市の住民自治における最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。</p> <p>2 議会と行政は、他の条例や規則等の制定改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとします。</p>	
解説	<p>住民自治を実現するにあたり、自治基本条例を最大限に尊重していく必要があります。自治基本条例が他の条例に優越するという法的な根拠はありませんが、解釈や運用の中で最高規範性を確保していくこととなります。また、他の条例、規則、計画などの制定改廃にあたり、この条例との整合性を図ることが必要になってきます。</p>	
他自治体の条文	岐阜市	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 この条例は、まちづくりの基本となる住民自治について定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとする。</p> <p>2 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に運用されなければならない。</p>
	多治見市	<p>(最高規範性)</p> <p>第41条 この条例は、市の最高規範であり、市は、この条例に従い、市政を運営し、他の条例などを制定し、改正し、廃止し、解釈し、運用しなければなりません。</p> <p>2 この条例に反することは、その効力を有しません。</p> <p>3 市は、法令を解釈し、運用する場合も、この条例に照らして判断しなければなりません。</p>
	垂井町	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第27条 住民、議会、行政は、この条例が町における自治についての最高規範であることを認識し、この条例の規定を守り、規定に従うよう努めます。</p> <p>2 議会と行政は、他の条例や規則などを制定したり、改正や廃止をする場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、整合を図ります。</p>
	大和市	<p>(最高規範性)</p> <p>第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。</p>
	伊賀市	<p>(この条例の位置付け・体系化)</p> <p>第5条 この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。</p> <p>2 市は、この条例の定める内容に則して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。</p>
	高浜市	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。</p> <p>2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。</p>
	その他の位置付け	<p>○「まちづくりの最高規範」 (九重町)</p> <p>○「自治の基本となる条例」 (越前市)</p> <p>○「市政運営の最高規範」 (三鷹市)</p>

大項目	第1章 総則
小項目	まちづくりの基本原則
条文素案	<p>第3条 この条例は、関市の住民自治における最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。</p> <p>2 議会と行政は、他の条例や規則等の制定改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとします。</p>
論点	<p>・条例の位置づけに関する規定は、概ねいずれの自治体も共通してもうけられています。</p> <p>①最高規範性 →自治基本条例の趣旨を生かすために、最高規範とする自治体が多くなっています。働く者、就学す しかし、他の条例に優越するという法的根拠はありません。</p> <p>②他の条例等との解釈規定 →他の条例との関係において、自治基本条例を「最大限に尊重」することが必要です。他の条例の制定、改正及び廃止する場合は、自治基本条例の趣旨を尊重することで、他の条例との整合性を図る必要があります。 さらに、行政は、総合計画や個別計画を立てています。それらの計画にも自治基本条例の趣旨を反映し、施策を実行する必要があります。</p>
意見、課題	